

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う 関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 (説明要旨)

この政令案は、大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴い、独立行政法人日本学生支援機構法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うとともに、学資支給基金に係る国庫納付の手続その他の必要な経過措置を定めるものであります。

(政令案の概要)

1. 改正の内容

(1) 独立行政法人日本学生支援機構法施行令の改正

① 学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額
独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金又は大学等における修学の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第8条第1項の規定による授業料の減免を受ける者に対する第一種学資貸与金の額は、第一種学資貸与金の貸与可能上限額から当該者に係る学資支給金の額と授業料の減免の上限額との合計額を控除した額を上限とする。

② 学資支給金の額

(ア) 学資支給金の額は、学資支給金を受ける者（以下「支給対象者」という。）に係る支給額算定基準額に応じて、（a）学校等及び通学形態の区分に応じた支給額、（b）当該支給額の3分の2の額又は（c）当該支給額の3分の1の額とする。

(イ) ①の支給額算定基準額とは、支給対象者及びその生計を維持する者について、地方税法の規定による市町村民税に係る課税総所得金額等の合計額から同法の調整控除の額等を控除した額とする。

(2) 学資支給金の支給の期間

独立行政法人日本学生支援機構は、以下の①又は②に該当する支給対象者に対して、それぞれ①又は②に定める月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとする。

① 過去に学資支給金の支給を受けたことがない者 支給対象者がその在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数

② 過去に学資支給金の支給を受けたことがある者のうち編入学した者等 支給対象者がその在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数とを合算した月数が72月を超える場合には、72月から当該過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数を控除した月数）

(3) その他必要な事項を定める。

2. 経過措置の内容

支援法附則第6条第4項に規定する学資支給基金の残余があるときの国庫納付の手続その他必要な事項を定める。

3. 施行期日

支援法の施行の日（令和2年4月1日から施行予定）